

移動環境学習車貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次条に規定する移動環境学習車の貸出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める「移動環境学習車」とは、移動環境学習車および別表に掲載する移動環境学習車付属品をいう。

(貸出の対象)

第3条 移動環境学習車の貸出の対象者は、次の要件を満たす県内の団体とする。

- (1) 移動環境学習車を利用して、県民の環境保全に関する知識の普及、意識の高揚又は環境学習の推進に資する事業を行う団体であること。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を主たる目的として移動環境学習車を使用しようとする団体ではないこと。
- (3) 暴力団でないこと、若しくは暴力団若しくは暴力団員等の統制の下にある団体でないこと又はその構成員でないこと。

(貸出の方法)

第4条 移動環境学習車を借り受けようとする者は（以下「借受申請者」という。）、公益財団法人岡山県環境保全事業団 環境創造部 部長（以下「部長」という。）へ「移動環境学習車貸出申請書」（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 部長は、前項の規定により移動環境学習車の貸出申請を受けた場合において、その貸出を適当と認めた場合は、「移動環境学習車貸出承認書」（様式第2号）を借受申請者に交付するものとする。

(貸出の期間等)

第5条 貸出期間は、当該貸出に係る環境学習事業の実施期間のほか、貸出及び返却に要する日を加えた期間とする。ただし、貸出期間は、5日以内とする。

- 2 貸出及び返却場所は、原則として岡山県環境保健センター構内（岡山市南区内尾739-1）とする。
- 3 貸出及び返却は、平日の午前8時30分から午後5時までの間において行うものとする。
- 4 第1項から第3項までの規定において、特別な事情が発生した場合はこの限りではない。

(経費の負担)

第6条 移動環境学習車の貸出期間中の使用料は、無料とする。

- 2 第4条の規定により貸出の承認を受けた者（以下「借受者」という。）が貸出期間中に使用した燃料費及び借受者の故意又は過失によって生じた移動環境学習車の破損による修繕等に要する経費は、借受者の負担とする。

(事故に対する賠償責任等)

第7条 借受者は、貸出期間中に事故が発生した場合は、直ちに部長に報告するとともに、第三者に対する損害賠償等については当該借受者が一切の責任を負い、その賠償をしなければならない。

- 2 前項の賠償については、公益財団法人岡山県環境保全事業団が加入する任意保険の保険金を充当し、保険の限度額を超える部分の損害については、借受者の負担とする。

(貸出期間中の管理責任等)

第8条 借受者は、別に定める「移動環境学習車利用遵守事項」を遵守するとともに、貸出期間中の移動環境学習車の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって行わなけ

ればならない。

2 借受者は、普通自動車免許を取得して1年以上の運転経験を有する者を運転者としなければならぬ。

3 借受者は、運転者に道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定を遵守させなければならぬ。

（使用記録簿）

第9条 借受者は、貸出期間中の移動環境学習車の状態等について、「移動環境学習車使用記録簿」（様式第3号）を運転者に記録させ、移動環境学習車の返却と同時に当該記録簿を部長へ提出しなければならない。

（事業報告書の提出）

第10条 借受者は、貸出期間中の環境学習事業の実施状況について「事業終了報告書」（様式第4号）を作成し、貸出期間の終了後7日以内に部長へ提出しなければならない。

（その他）

第11条 移動環境学習車の貸出について、この要綱に定めのない事項は、公益財団法人岡山県環境保全事業団が必要に応じ、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。